績のみ同種工事の実績として認める。なお、それぞれの工事実績は、同一の工事でなくてもよい。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。

① 建築工事　工事に携わる構成員は、工事種目が建築一式工事の有資格業者であって、次のア及びイの条件を満足する工事を元請けとして施工した実績を有すること。
ただし、ア及びイは同一工事でなくてよい。
ア 建物用途　病院
構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
階数　地上５階建て以上
建物規模　延べ面積15,000㎡以上
工事内容　新営工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）
イ 地上３階建て以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上の建物の免震装置の設置工事（新営工事であるか改修工事であるかは、問わない。）

② 電気設備工事　工事に携わる構成員は、工事種目が電気工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設の電気設備工事を施工した実績を有すること。
ア 建物用途　病院
建物規模　延べ面積15,000㎡以上
工事種目　電灯設備及び火災報知設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、電灯設備と火災報知設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件を満たす工事とする。）

③ 暖冷房衛生設備工事　工事に携わる構成員は、工事種別が管工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設の暖冷房衛生設備工事を施工した実績を有すること。
ア 建物用途　病院
建物規模　延べ面積15,000㎡以上
工事種目　換気設備及び排水設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、換気設備と排水設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件を満たす工事とする。）

⑺ 全ての構成員について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設業の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実、かつ、円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
⑻ 各構成員は建設業法の建設業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑼ ⑹に示す工種の一つを分割して複数の構成員で分担する場合は、工種内の工事分担額が互いに他の構成員の工事分担額の７分の３を下回らないこと。
⑽ 異工種ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。
⑾ 異工種ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（乙）」に準ずるものとする。

5　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶの取扱い　４⑵の認定（４⑵の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む異工種ＪＶも２及び３により申請をすることができる。この場合において、異工種ＪＶとしての資格が認定されるためには、４⑵の認定を受けていない構成員が４⑵の認定を受けることが必要である。（当該工事に係る開札の時までに異工種ＪＶとしての資格の審査が終了していない場合は、競争に参加できないことがある。また、４⑵の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに４⑵の認定又は４⑵の一般競争参加資格がないとの認定（４⑵の独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。）

6　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間　異工種ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

8　その他
⑴ 異工種ＪＶの名称は、「富山労災病院新棟整備工事○○・○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。
⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 25 年 11 月 21 日

警察庁長官官房会計課理事官　宮沢　忠孝

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

○第 902 号

1　調達内容
⑴ 品目分類番号　14
⑵ 導入計画物品及び数量
サイバー攻撃分析センター用装置　１式
⑶ 調達方法　購入等
⑷ 導入予定時期　平成26年度以降
⑸ 調達に必要とされる基本的な要求要件
詳細は導入説明書による。

2　資料及びコメントの提供方法
⑴ 資料等の提供期限　平成25年12月24日17時45分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵ 提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　警察庁情報通信局情報技術解析課　中山　友之　電話03―3581―0141　内線6221

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴ 交付期間　平成25年11月21日から平成25年12月24日まで。
⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。

4　Summary
⑴ Classification of the products to be procured : 14
⑵ Nature and quantity of the products to be purchased : Equipment for Cyber Attacks Analysis Center, 1 set
⑶ Type of the procurement : purchase
⑷ Basic requirements of the procurement : as enclosure
⑸ Time-limit for the submission of the requested material : 17 : 45　24 December, 2013
⑹ Contact point for the notice : Tomoyuki Nakayama, High-Tech Crime Technology Division, Info-Communications Bureau, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 Japan. TEL 03―3581―0141 ext. 6221

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成 25 年 11 月 21 日

国立大学法人東北大学理事　佃　　良彦

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第 19 号

1　調達内容
⑴ 品目分類番号　24
⑵ 導入計画物品及び数量
イメージング質量顕微鏡　一式
⑶ 調達方法　購入等
⑷ 導入予定時期　平成26年度11月以降
⑸ 調達に必要とされる基本的な要求要件
A　イオン化部
(a) イオン化部はマトリックス支援レーザー脱離イオン化法（ＭＡＬＤＩ）またはレーザー脱離イオン化法（ＬＤＩ）が可能なＬＤ励起Nd：ＹＡＧレーザーを使用し、大気圧下で最小φ５μm以下のレーザー照射が可能なこと。
(b) イオン化部には、光学顕微鏡が内蔵され、セットされたサンプルプレートを外部に取り出すことなく光学顕微鏡画像とイメージング質量分析画像を取得できること。
(c) 搭載されている光学顕微鏡は蛍光観察に対応が可能であること。
B　質量分離部
(a) 質量分離部は、細胞・組織の表面の凹凸に依存せずに精密質量が取得可能な高周波四重極型イオントラップ-リフレクトロン付飛行時間型を搭載していること。
(b) 質量分離部は、分子構造を推定するのに十分な多段（MSn：ｎ＝10以上）分析が可能であること。